

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 今井 雅則

〔公 印 省 略〕

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

引き続き資材や原油等の価格高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定性・健全性を確保するため十分な配慮が必要となります。

国土交通省においては、指導監督体制の強化を目的とした「建設業法令遵守推進本部」の設置、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」(令和6年12月最終改訂)の策定、周知を通じ、建設工事の請負契約における元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の推進に努めています。

また、令和元年に改正した建設業法では、建設業における働き方改革の促進を踏まえ、注文者に対して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する規定や、元請負人に対して下請代金のうち労務費相当分を現金で支払うよう適切な配慮を義務付ける規定等が追加されているところです。

しかしながら、元請負人と下請負人の間において、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適正な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされており、このような行為は建設業法違反のおそれがあるとともに、ダンピング受注や技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、ひいては建設業における担い手の確保や育成を困難にする原因にもなりうるものであります。

また、昨今、建設業者の不十分な施工管理等に起因して工事事故が発生していますが、工事の施工にあたり労働災害等を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に施工することは建設企業の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきたところですが、改めて一層の徹底が強く求められています。

一方、第213回通常国会において、通常必要な労務費の額を著しく下回る見積提出や請負契約の締結を禁止する規定、請負契約の変更協議の円滑化等に関する規定や、注文者のみならず受注者に対しても著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する規定等を新たに定める「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関

する法律の一部を改正する法律」が成立、令和6年6月14日交付され、原則として同日から1年半以内に施行することとされました。

以上のことを踏まえ、このたび国土交通省から本会に対し、建設業法、「工期に関する基準」（令和2年7月20日中央建設業審議会勧告・令和6年3月27日改定）、「建設業法令遵守ガイドライン」、関係法令や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守するほか、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和5年6月13日閣議決定）の趣旨に十分留意し、下請契約における適正な工期の確保、適正な請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底に努めるよう要請（別添1）がありましたので、貴会会員企業の皆様に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

また、下請代金の決定に当たり、公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項（別添2）についても、併せてご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、同日付で、公共発注者の長及び主要民間団体の長にも通知（別添3、4）が送付されておりますので、参考までに添付します。

以 上

（添付資料）

- 別添1 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
- 別添2 下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について
- 別添3 【公共発注者の長あて】下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
- 別添4 【主要民間団体の長あて】下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
- 参 考 1 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等についての概要
- 参 考 2 駆け込みホットライン

（担当）事業部 三浦

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp